

あります。そういう点で、この特別委員会設置には反対するものであることを申し上げておきたいと思ひます。

○亀岡委員長 西田八郎君。

○西田(八)委員 わが民社党・国民連合は、安全保障特別委員会の設置につきましては、十数年前から提唱をしてきたところでございます。幸いにしまして、本日、共産党の反対はございませうけれども、安全保障特別委員会が設置されるということになりましたことはきわめて歓迎すべきことでありまして、全面的に賛成をいたします。

今日、わが国を取り巻く情勢はきわめて厳しいものがありますし、国の防衛並びに安全保障に於いて国民の大きな関心が寄せられておりますときに、国民の代表である国会の中にこうした委員会が設けられまして、いわゆる自衛隊のシビリアンコントロールを初め、安全保障全体について討議をする場所ができたことは、国民の期待にもこたえるものだ、こういうふうな考へております。

今後の運営その他につきまして、いろいろむづかしい問題もあると思ひますが、ひとつ互いに胸襟を開いて、わが国の安全をさらにより確実なものにしていくために、一層委員会の審査、国政調査がスムーズに進められて成果を上げるように期待をして、賛成をいたします。

○亀岡委員長 それでは、各党から御意見を承りましたが、一致いたしておりませんので、やむを得ず採決いたします。

日米安全保障条約及び自衛隊等国の安全保障に關する諸問題を調査し、その対策を樹立するため委員二十五人よりなる安全保障特別委員会を設置することとし、本日の本会議においてその設置を議決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕
○亀岡委員長 挙手多数。よって、さよう決定いたしました。

なお、本特別委員会委員の各会派割り当て数は、自由民主党・自由国民会議十三人、日本社会党五人、公明党・国民会議三人、日本共産党・革

新共同二人、民社党・国民連合二人となります。

○亀岡委員長 次に、本日運輸委員会の審査を終了した海洋汚染及び海上災害の防止に關する法律の一部を改正する法律案について、委員長から緊急上程の申し出があります。

右案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○亀岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○亀岡委員長 この際、庶務小委員長から報告のため発言を求められております。これを許します。山下元利君。

○山下(元)委員 本日の庶務小委員会において協議決定いたしました案件について、順次御報告いたします。

まず、国会議員互助年金法の一部改正の件であります。これは、昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金について、基礎歳費月額五十六万円を、本年四月から、五十八万円に引き上げた年額に改定することと、納付金率を歳費月額の百分の九から百分の九・三相当額に引き上げること、及び国民年金に任意加入ができるようにしようとするものであります。

次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件であります。これは、本年四月から、証人等の出頭した日の日当について、陳述に要した時間が四時間未満の場合は三百円引き上げて一万一千六百円に、四時間以上の場合は四百円引き上げて一万四千円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げます。
国会議員互助年金法の一部を改正する法律案
議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程

の一部を改正する規程案
〔本号末尾に掲載〕

○亀岡委員長 それでは、ただいま庶務小委員長から報告のありました小委員会の両案につきまして、順次採決いたします。

まず、国会議員互助年金法の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○亀岡委員長 挙手多数。よって、さよう決定いたしました。

次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件は、お手元に配付の案のとおり決定すべきものと議長に答申するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○亀岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○亀岡委員長 次に、ただいま本委員会提出とするに決定いたしました国会議員互助年金法の一部を改正する法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○亀岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○亀岡委員長 次に、趣旨説明を聴取する議案の件についてであります。内閣提出に係る労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案は、本日の本会議において趣旨の説明を聴取し、これに対する質疑を行うこととするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○亀岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、右案の趣旨説明は、藤波労働大臣が行います。

右の趣旨説明に対し、日本社会党の佐藤君から、質疑の通告があります。

質疑時間は、十五分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○亀岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、質疑者の要求大臣は、お手元の印刷物のおりでありませう。

一、趣旨説明を聴取する議案の件
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
趣旨説明 労働大臣 藤波 孝生君
質疑通告 佐藤 誼君(社)

○亀岡委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○大久保事務総長 まず最初に、安全保障特別委員会の設置につきまして、議長よりお諮りいたします。共産党さんが反対でございますので、起立採決をもちに行います。

次に、日程に入りまして、日程第一、第二を一括議題といたしまして、北側建設委員長の御報告がございませう。いずれも全会一致でございます。

次に、運輸委員会から上がってまいりました海洋汚染及び海上災害の防止に關する法律の一部を改正する法律案を緊急上程いたします。古屋運輸委員長の御報告がございませう。これは全会一致でございます。

次に、ただいま御決定いただきました国会議員互助年金法の一部を改正する法律案を緊急上程いたします。本案につきましては、慣例によりまして、その趣旨弁明は庶務小委員長である山下先生にお願ひいたします。共産党が反対でございますので、起立採決をもちに行います。

次に、趣旨説明に入りまして、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案につきまして、藤波労働大臣の趣旨の説明がございます。これに對しまして、社会党の佐藤さんから質疑がございます。

以上でございます。

○亀岡委員長 それでは、本日の本会議は、午後零時二十分予鈴、午後零時三十分から開会いたします。

○亀岡委員長 次に、次回の本会議の件についてであります。次回の本会議は、来る八日火曜日午後一時から開会することといたします。

また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案
国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「百分の九」を「百分の九・三」に改める。

附則第十六項を附則第十八項とし、附則第十五項を附則第十七項とし、附則第十四項の次に次の二項を加える。

（昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の特例）

15 昭和四十九年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、昭和五十五年四月分以降、その年額を、六百九十六万円を退職又は死亡当時の歳費年額とみなし、改正後の国会議員互助年金法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（職権改定）

16 前項の規定による互助年金の年額の改定は、

総理府恩給局長が受給者の請求を待たずに行う。

附則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員互助年金法の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

2 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号中「農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員並びに国会議員」を「並びに農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員」に改め、同項第一号の二中「特別区の議会の議員」の下に「並びに国会議員」を加える。

理由

昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額を改定するとともに、互助年金に係る納付金の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する法律案

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程（昭和二十二年九月一日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。

別表第二中

〇〇円	一一、三〇〇円	一一、六〇〇円
〇〇円	一一、三〇〇円	一一、六〇〇円
〇〇円	一一、三〇〇円	一一、六〇〇円

を

一一、六〇〇円	一一、六〇〇円
一一、六〇〇円	一一、六〇〇円
一一、六〇〇円	一一、六〇〇円

に改める。

附則

この規程は、昭和五十五年四月一日から施行し、改正後の議院に出頭する証人等の旅費及び日

当支給規程の規定は、同年四月一日から適用する。

昭和五十五年四月七日印刷

昭和五十五年四月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B